

暴力団等不当介入排除に関する特記仕様書

喜多方市発注工事等又は公有財産の処分からの暴力団等排除措置要綱(以下「措置要綱」という。)に基づき、下記の義務を順守するものとする。

1 排除義務

措置要綱第4条第1項から第3項までの規定に基づき、市発注の建設工事等を請負った者(下請を含む。以下「受注者」という。)は、暴力団関係法人等からの資材の購入、暴力団関係法人等への下請発注及び暴力団関係法人等と認められる産業廃棄物処理業者の施設を利用してはならない。

・義務違反に対する措置

受注者が、資材販売業者、下請業者又は産業廃棄物処理業者が暴力団関係法人等に該当することを知りながら、上記の行為をしたと認められるときは、当該受注者に対して、指名停止又は文書警告の措置を行うものとする。また、当該契約を解除する措置を講ずることがある。

2 報告義務

措置要綱第5条第1項の規定に基づき、受注者は、市発注の建設工事等の施行について暴力団等から不当な介入を受けた場合は、速やかに市及び喜多方警察署に報告しなければならない。

・義務違反に対する措置

受注者が、上記の報告を怠った場合は、当該受注者に対して、指名停止又は文書注意の措置を行うものとする。